

がいくじん かた  
(外国人の方へ)

とくていぎのう  
特定技能  
ガイドブック

とくていぎのう ざいりゅうしかく はたら かんが がいくじん かた  
～特定技能の在留資格で働くことを考えている外国人の方へ～



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

## 【目次】



### 第1 特定技能<sup>とくていぎのう</sup>について

- 1 在留資格<sup>ざいりゅうしかく</sup>「特定技能<sup>とくていぎのう</sup>」とは . . . . . P. 1
- 2 どうやったら働<sup>はたら</sup>けるか . . . . . P. 3
- 3 会社<sup>かいしゃ</sup>から受け<sup>う</sup>られる支援<sup>しえん</sup> . . . . . P. 4

### 第2 特定技能<sup>とくていぎのう</sup>の在留資格<sup>ざいりゅうしかく</sup>をもらうには

- 1 試験<sup>しけん</sup>について . . . . . P. 6
- 2 他<sup>ほか</sup>の在留資格<sup>ざいりゅうしかく</sup>からの変更<sup>へんこう</sup>について . . . . . P. 14
- 3 会社<sup>かいしゃ</sup>との契約<sup>けいやく</sup>について . . . . . P. 14

### 第3 必要<sup>ひつよう</sup>な書類<sup>しよるい</sup>について . . . . . P. 16

### 第4 よくある質問<sup>しつもん</sup> . . . . . P. 25

### 第5 「特定技能<sup>とくていぎのう</sup>」の在留資格<sup>ざいりゅうしかく</sup>で働<sup>はたら</sup>く方<sup>かた</sup>の声<sup>こえ</sup> . . . . . P. 30





### 第6 連絡先<sup>れんらくさき</sup> . . . . . P. 32





### 第7 特定技能<sup>とくていぎのう</sup>チェックシート . . . . . P. 33

# 第1 特定技能について

## 1 在留資格「特定技能」とは

特定技能は、日本で、外国人の方にさらに活躍してもらおうと作られた在留資格です。特定技能には、「1号」の在留資格と「2号」の在留資格があり、2号の在留資格は1号の在留資格よりも、専門的な技能が必要です。特定技能1号で働くことができるのは、次の12分野です。

特定技能1号で働ける分野	仕事の内容
介護	体が不自由な人のサポートをする仕事 
ビルクリーニング	ビルの中を掃除する仕事 
素形材・産業機械・電気 電子情報関連製造業	部品など、物を作る仕事 
建設	家やビルなど、建物を作る仕事 
造船・船用工業	船を作る仕事 
自動車整備	自動車を点検・整備する仕事  
航空	飛行機に荷物を運んだり、飛行機を点検・整備する仕事
宿泊	ホテルで受付や接客をする仕事 

とくていぎのう ごう はたら ぶんや 特定技能1号で働ける分野	しごと ないよう 仕事の内容
のうぎよう 農業	やさいなどをそだて、しゅうかくする仕事  ぶたや牛、ニワトリなどのどうぶつをそだてる仕事
ぎよぎよう 漁業	さかなをとったり、さかなをそだてる仕事 
いんしょくりようひんせいぞうぎよう 飲食料品製造業	たべものをつくる仕事 
がいしょくぎよう 外食業	レストランなどで、せつきやくしたり、りょうりをはこぶ仕事 

とくていぎのう2ごう はたら かいごぶんやいがい ぶんや とくていぎのう2ごう  
 特定技能2号で働くことができるのは、介護分野以外の11分野です。特定技能2号の  
 人は、ほかの人に仕事を教えたり、仕事の進み具合を見る仕事をします。

かいごぶんや ひと かいごふくしし しかく とくていぎのう1ごう かいご ざいりゅうしかく  
 介護分野の人は、介護福祉士の資格をとって、特定技能1号から「介護」に在留資格を

か はたら  
 変えて働くことができます。

### ★トピック★

ぎのうじっしゅう けんしゅう ざいりゅうしかく とくていぎのう はたら ざいりゅうしかく  
 技能実習は研修の在留資格ですが、特定技能は働くための在留資格です。

とくていぎのう ごう ざいりゅうしかく ごうけい ねんかん にほん はたら かぞく つ  
 特定技能1号の在留資格は、合計で5年間、日本で働くことができます。家族を連れ

てくることはできませんが、日本人と同じ金額の給料がもらえます。また、日本語の

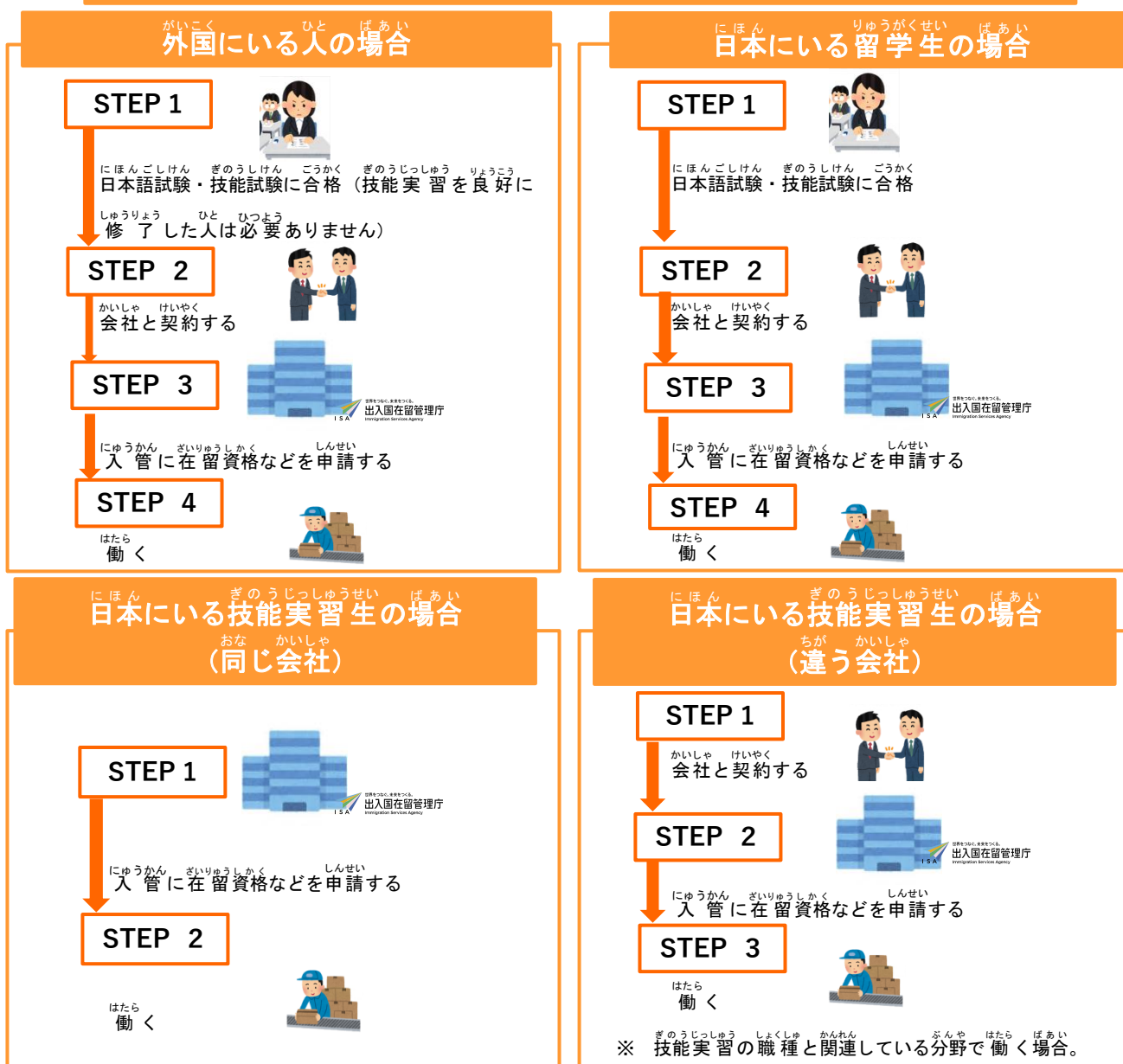
きょういく う かいしゃ いろいろ しえん う  
 教育を受けたり、会社から色々な支援（サポート）を受けることができます。

とくていぎのう ごう ざいりゅうしかく ねん きげん かぞく つ こ  
 特定技能2号の在留資格は、5年の期限もありませんし、家族を連れて来られます。

## 2 どうやったら働けるか

特定技能1号の在留資格で働くためには、日本語試験と技能試験を受けて合格する必要があります（技能実習2号を良好に修了した人は試験の合格は必要ありません。ただし、別の分野で働く場合には、働きたい分野の技能試験に合格する必要があります）。その後、会社と契約を結べば、特定技能の在留資格を申請することができます。

### ～働くまでの流れ～



### 3 会社から受けられる支援（特定技能1号）

特定技能1号の在留資格で働く外国人は、会社（会社ができないときは、会社が頼んだ登録支援機関）から、日本で生活したり、働く時に、色々な支援（サポート）を受けることができます。支援（サポート）は次の10個があります。

#### ① 在留資格をもらう前に、会社から説明を受けられる



在留資格の申請の前に、会社から「契約内容や働く内容」などを説明してもらうことができます。

#### ② 日本に来る時、国に帰る時の送り迎え



日本に来る時には、会社の人や空港まで迎えに来て、会社や家まで送ってくれます。

また、あなたの国に帰る時には、会社の人や空港のセキュリティチェックまで付き添ってくれます。

#### ③ 住む家の準備・電気やガスの契約のサポート



会社の人や住む家の保証人になってくれたり、会社の家（社宅）を貸してくれます。

また、銀行の口座を作ったり、携帯電話や、電気・ガスの契約を手伝ってくれます。

#### ④ 生活のためのオリエンテーション



会社の人や日本のルールやマナーを教えてください。

また、バスや電車の乗り方、地震などが起きた時どうしたらいいか教えてください。

⑤ 市役所の<sup>しやくしょ</sup>の<sup>てつぎ</sup>手続<sup>つ</sup>などへの<sup>そ</sup>付き添い

かいしゃ ひと しやくしょ ぜいきん てつぎ つ そ  
会社<sup>かいしゃ</sup>の<sup>ひと</sup>人<sup>ひと</sup>が<sup>しやくしょ</sup>市役所<sup>しやくしょ</sup>や<sup>ぜいきん</sup>税金<sup>ぜいきん</sup>などの<sup>てつぎ</sup>手続<sup>つ</sup>に<sup>そ</sup>付き添<sup>そ</sup>って<sup>そ</sup>くれます。



また、<sup>てつぎ</sup>手続<sup>しよるい</sup>の書類<sup>か</sup>を書く<sup>とき</sup>時<sup>てつだ</sup>も手伝<sup>てつだ</sup>って<sup>てつだ</sup>くれます。

⑥ 日本語<sup>にほんご</sup>の<sup>べんきよう</sup>勉強<sup>べんきよう</sup>のサポート

かいしゃ ひと にほんご べんきよう がっこう あんない  
会社<sup>かいしゃ</sup>の<sup>ひと</sup>人<sup>ひと</sup>が<sup>にほんご</sup>日本語<sup>にほんご</sup>を<sup>べんきよう</sup>勉強<sup>べんきよう</sup>する<sup>がっこう</sup>ための<sup>あんない</sup>学校<sup>がっこう</sup>の<sup>あんない</sup>案内<sup>あんない</sup>など<sup>あんない</sup>をして<sup>あんない</sup>くれます。



⑦ 相談<sup>そうだん</sup>・苦情<sup>くじよう</sup>などのミーティング

こま 困<sup>こま</sup>った<sup>こま</sup>こと<sup>こま</sup>があ<sup>こま</sup>った<sup>こま</sup>ら、<sup>くに</sup>あなた<sup>ことば</sup>の<sup>ことば</sup>国<sup>ことば</sup>の<sup>ことば</sup>言葉<sup>ことば</sup>で、<sup>そうだん</sup>相談<sup>そうだん</sup>を<sup>そうだん</sup>する<sup>そうだん</sup>こと<sup>そうだん</sup>が<sup>そうだん</sup>でき、  
アドバイス<sup>そうだん</sup>が<sup>そうだん</sup>もら<sup>そうだん</sup>え<sup>そうだん</sup>ま<sup>そうだん</sup>す。



⑧ 日本人<sup>にほんじん</sup>とのコミュニケーション

かいしゃ ひと ちか まつ あんない ちか にほんじん はな  
会社<sup>かいしゃ</sup>の<sup>ひと</sup>人<sup>ひと</sup>が、<sup>ちか</sup>近<sup>ちか</sup>く<sup>ちか</sup>の<sup>ちか</sup>お祭<sup>ちか</sup>り<sup>ちか</sup>に<sup>ちか</sup>い<sup>ちか</sup>く<sup>ちか</sup>の<sup>ちか</sup>案<sup>ちか</sup>内<sup>ちか</sup>を<sup>ちか</sup>して<sup>ちか</sup>くれ<sup>ちか</sup>た<sup>ちか</sup>り、<sup>ちか</sup>近<sup>ちか</sup>く<sup>ちか</sup>の<sup>ちか</sup>日<sup>ちか</sup>本<sup>ちか</sup>人<sup>ちか</sup>と<sup>ちか</sup>お話<sup>ちか</sup>し<sup>ちか</sup>す<sup>ちか</sup>る  
きかい つく  
機<sup>きかい</sup>会<sup>つく</sup>を作<sup>つく</sup>って<sup>つく</sup>くれ<sup>つく</sup>ま<sup>つく</sup>す。



⑨ 仕事<sup>しごと</sup>を<sup>か</sup>変<sup>とき</sup>わる<sup>とき</sup>時<sup>かいしゃ</sup>の<sup>い</sup>サポ<sup>い</sup>ート<sup>ばあい</sup>（会<sup>かい</sup>社<sup>しゃ</sup>に<sup>い</sup>やめ<sup>い</sup>ろ<sup>い</sup>と<sup>い</sup>言<sup>い</sup>わ<sup>い</sup>れ<sup>い</sup>た<sup>い</sup>場<sup>い</sup>合<sup>い</sup>）

かいしゃ かいしゃ い とき かいしゃ つぎ しごと さが  
会<sup>かい</sup>社<sup>しゃ</sup>を<sup>かい</sup>や<sup>かい</sup>め<sup>かい</sup>ろ<sup>かい</sup>と<sup>かい</sup>言<sup>かい</sup>わ<sup>かい</sup>れ<sup>かい</sup>た<sup>かい</sup>時<sup>かい</sup>は、<sup>かい</sup>会<sup>かい</sup>社<sup>しゃ</sup>か<sup>かい</sup>ら<sup>かい</sup>次<sup>かい</sup>の<sup>かい</sup>仕<sup>かい</sup>事<sup>かい</sup>を<sup>かい</sup>探<sup>かい</sup>す<sup>かい</sup>サ<sup>かい</sup>ポ<sup>かい</sup>ー<sup>かい</sup>ト<sup>かい</sup>を<sup>かい</sup>し<sup>かい</sup>て<sup>かい</sup>も<sup>かい</sup>ら<sup>かい</sup>え<sup>かい</sup>ま<sup>かい</sup>す。



⑩ ミーティング（3<sup>げつ</sup>か<sup>かい</sup>月<sup>おお</sup>に<sup>おお</sup>1<sup>おお</sup>回<sup>おお</sup>より<sup>おお</sup>多<sup>おお</sup>い）

かいしゃ かいしゃ ていきてき しごと  
会<sup>かい</sup>社<sup>しゃ</sup>の<sup>かい</sup>サ<sup>かい</sup>ポ<sup>かい</sup>ー<sup>かい</sup>ト<sup>かい</sup>の<sup>かい</sup>リ<sup>かい</sup>ー<sup>かい</sup>ダ<sup>かい</sup>ー<sup>かい</sup>と<sup>かい</sup>定<sup>かい</sup>期<sup>かい</sup>的<sup>かい</sup>に<sup>かい</sup>ミ<sup>かい</sup>ー<sup>かい</sup>テ<sup>かい</sup>ィ<sup>かい</sup>ン<sup>かい</sup>グ<sup>かい</sup>を<sup>かい</sup>し<sup>かい</sup>ま<sup>かい</sup>す。もし、<sup>しごと</sup>仕<sup>しごと</sup>事<sup>しごと</sup>



<sup>もんだい</sup>問<sup>もんだい</sup>題<sup>もんだい</sup>が<sup>もんだい</sup>あ<sup>もんだい</sup>ら<sup>もんだい</sup>ば、<sup>そうだん</sup>相<sup>そうだん</sup>談<sup>そうだん</sup>す<sup>そうだん</sup>こ<sup>そうだん</sup>と<sup>そうだん</sup>が<sup>そうだん</sup>でき<sup>そうだん</sup>ま<sup>そうだん</sup>す。

★トピック★

この10個の<sup>こ</sup>支<sup>しえん</sup>援<sup>しえん</sup>（サポ<sup>しえん</sup>ート）は、<sup>かいしゃ</sup>会<sup>がいこくじん</sup>社<sup>おこな</sup>が<sup>おこな</sup>外<sup>おこな</sup>国<sup>おこな</sup>人<sup>おこな</sup>に<sup>おこな</sup>行<sup>おこな</sup>わ<sup>おこな</sup>な<sup>おこな</sup>け<sup>おこな</sup>れ<sup>おこな</sup>ば<sup>おこな</sup>ら<sup>おこな</sup>な<sup>おこな</sup>い<sup>おこな</sup>も<sup>おこな</sup>の<sup>おこな</sup>で<sup>おこな</sup>す。  
この<sup>しえん</sup>支<sup>しえん</sup>援<sup>しえん</sup>を<sup>しえん</sup>き<sup>しえん</sup>ち<sup>しえん</sup>ん<sup>しえん</sup>と<sup>しえん</sup>受<sup>しえん</sup>け<sup>しえん</sup>て<sup>しえん</sup>い<sup>しえん</sup>な<sup>しえん</sup>い<sup>しえん</sup>と<sup>しえん</sup>感<sup>しえん</sup>じ<sup>しえん</sup>た<sup>しえん</sup>時<sup>しえん</sup>に<sup>しえん</sup>は、<sup>かん</sup>近<sup>とき</sup>く<sup>ちか</sup>の<sup>ちか</sup>入<sup>ちか</sup>管<sup>ちか</sup>に<sup>ちか</sup>相<sup>ちか</sup>談<sup>ちか</sup>し<sup>ちか</sup>て<sup>ちか</sup>く<sup>ちか</sup>だ<sup>ちか</sup>さ<sup>ちか</sup>い。

<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html>



## 第2 特定技能の在留資格をもらうには

### 1 試験について

特定技能1号の在留資格で働くためには、日本語試験とそれぞれの分野の技能

試験に合格しなければなりません（技能実習2号を良好に修了した人には試験の

合格は必要ありません。ただし、別の分野で働く場合には、働きたい分野の技能

試験に合格する必要があります。）試験を受けるにはお金がかかります。試験でど

んな問題が出るのかは、ウェブサイトで確認できます。また、勉強用のテキストやサ

ンプル問題もウェブサイトにあります。ここでは、いくつかの分野の試験問題を

参考に載せておきます。

#### 【ビルクリーニング分野の技能試験問題（過去問題）】

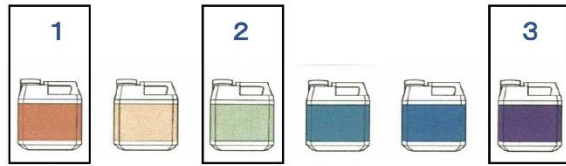
##### <判断試験>

- 問1. ダストクロス型モップ（乾式）の写真を1つ選びなさい
- 問2. 自在ぼうきの写真を1つ選びなさい
- 問3. 文化ちりとり写真を1つ選びなさい
- 問4. 床磨き機（ポリッシャー）本体の写真を1つ選びなさい
- 問5. 吸水バキューム写真を1つ選びなさい
- 問6. 送風機写真を1つ選びなさい
- 問7. 青色のパッド写真を1つ選びなさい





問8. 中性洗剤を示すイラストを1つ選びなさい



pH 0 ————— 14

問9. 床面の清掃作業について、正しい順番を表している方を選びなさい

1	 作業標示板の設置	→	 ダストクロスで除塵	→	 モップで拭く	→	 床磨き機で洗浄
2	 作業標示板の設置	→	 ダストクロスで除塵	→	 床磨き機で洗浄	→	 モップで拭く

問10. 床磨き機の片付けについて、正しい順番を表している方を選びなさい

1	 コンセントを抜く	→	 パッド台を外す	→	 床磨き機の本体を拭く	→	 コードを巻く
2	 床磨き機の本体を拭く	→	 パッド台を外す	→	 コンセントを抜く	→	 コードを巻く

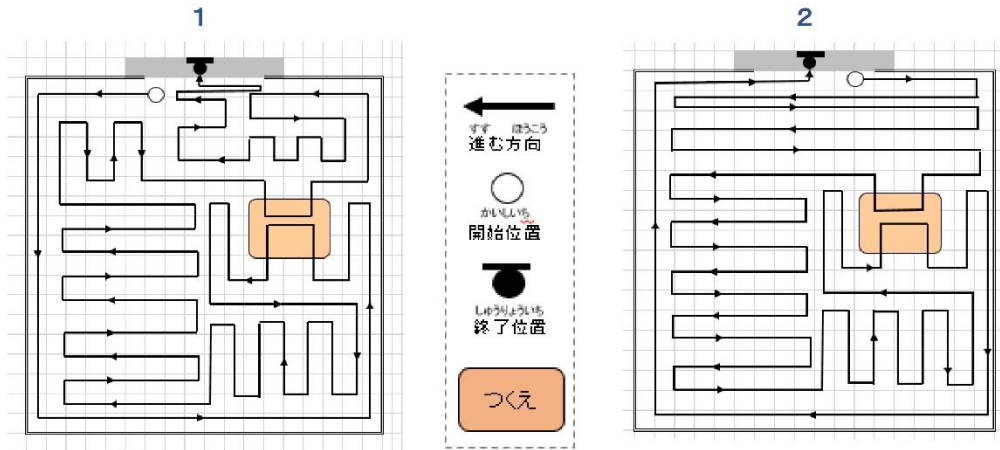
問11. 衛生陶器の清掃作業について、正しい順番を表している方を選びなさい

1	 保護手袋を装着する	→	 便器ボウルの洗浄	→	 便器の外側を拭く	→	 便座を拭く
2	 便座を拭く	→	 保護手袋を装着する	→	 便器の外側を拭く	→	 便器ボウルの洗浄

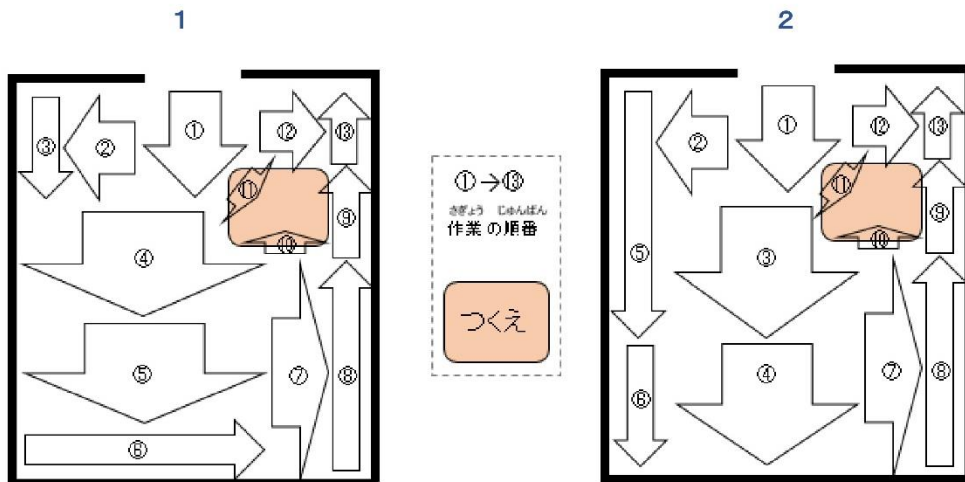
問12. 衛生陶器の清掃作業について、保護手袋を装着して作業する箇所を1つ選びなさい



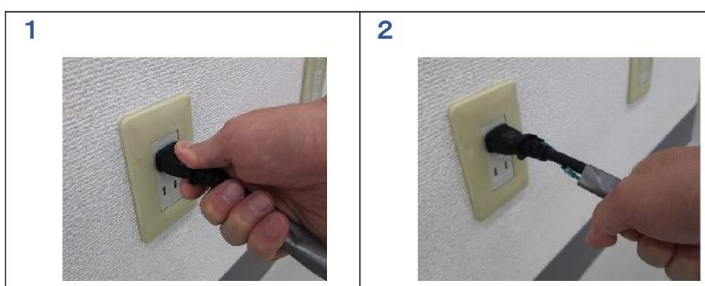
問13. 床磨き機の作業動線について、正しいイラストを1つ選びなさい



問14. 吸水バキュームの作業動線について、正しいイラストを1つ選びなさい






問15. プラグの抜き方について、正しい写真を1つ選びなさい



問16. お客様がトイレを使用していることがあります。清掃するためにトイレに入るときはどのようにいたしますか。最も適切な対応を1つ選びなさい

1	2	3
<p>清掃しますので、外に出てください。</p> 	<p>しつれいします。</p> 	<p>だれか、いますか？</p> 

問17. トイレ清掃中に、お客様が入ってきました。どのようにいたしますか。最も適切な対応を1つ選びなさい

1	2	3
<p>清掃中なので、外で待っていてください</p> 	<p>清掃中なので、使えません</p> 	<p>清掃中なので、となりの個室をお使いください</p> 

## ＜作業試験＞

### (2) 作業試験

床面の定期清掃作業（ドライバフ）、ガラス面の定期洗浄作業、洋式大便器の日常清掃作業の中から、次の一部の作業を行っていただきます。

#### ＜作業1 床面の定期清掃作業＞

##### 1) 仕様

- ① 作業対象の床は、塩化ビニル系床材です。
- ② 作業対象の床面積は、横2m×縦4mの8㎡です。

##### 2) 作業内容

- ① 試験官の合図の後、「はじめます」と宣言してから作業を開始する。
- ② 床面をダストクロス型モップ（乾式）で除塵する。
- ③ ダストクロスを外し、小型ぼうきと文化ちりとりでごみを回収する。
- ④ 床面をモップで拭き作業する。
- ⑤ 資器材を元の位置に戻す。

<作業2 ガラス面の定期洗浄作業>

1) 仕様

- ① 作業対象のガラス面は、片面1㎡(縦1m×横1m)です。

2) 作業内容

- ① ガラス面(片面のみ)をシャンパーで拭く。(洗剤は使わない)  
 ② ガラス面(片面のみ)を窓用スクイジーで拭く。  
 ③ タオルを濡らして、窓枠を拭く。  
 ④ 窓用スクイジーをタオルで手入れする。  
 ⑤ 作業範囲の床面をタオルで拭く。  
 ⑥ 資器材を元の位置に戻す。

<作業3 洋式大便器の日常清掃作業>

1) 仕様

- ① 災害用洋式大便器で行います。

2) 作業内容

- ① 便器ポウル鉢をトイレ用スポンジで洗浄する。(洗剤は使わない)  
 (ビニール手袋は便器ポウル鉢を洗浄する時に着脱する)  
 ② 便座をクロスで拭く。  
 ③ 作業範囲の床面をタオルで拭く。  
 ④ 資器材を元の位置に戻し、作業1～3全ての作業が終了したことを「おわりました」と宣言する。

○使用資器材一覧

<作業1 床面の定期清掃作業>

品名	規格等	品名	規格等
ダストクロス	69×20 cm	文化ちり取り	W28.5×D31×H67 cm
乾式モップヘッド	台形63 cm	モップラニグ(房糸)	ワンタッチラニグ替糸 D24 cm、糸の長さ24 cm、重さ260g
モップ柄	アルミ製パイプ伸縮タイプ	養生マット	出入口用マット90×60 cm
小型ぼうき	ヘッド幅30×長さ101 cm		

<作業2 ガラス面の定期洗浄作業>

品名	規格等	品名	規格等
水用バケツ	洗浄水用	シャンパーホルダー	35cm
収納ケース	プラスチック製 間口30×奥行22×高さ25cm	窓用スクイジー	35cm
シャンパー	約38cm	タオル 白色(水拭き用) 青色(床用)	無地、綿製、薄手、約34×86cm

<作業3 洋式大便器の日常清掃作業>

品名	規格等	品名	規格等
収納ケース	プラスチック製 間口30×奥行22×高さ25cm	クロス (超極細繊維製 タオル)	約40×30cm
ビニール手袋	薄手	タオル 青色(床用)	無地、綿製、薄手、約34×86cm
トイレ用スポンジ	柄つきブラシ 長さ約38.5 cm		

※使用資器材の規格等は、許可なく変更する場合があります。

# 【宿泊分野の技能試験問題（過去問題の一部）】

## ＜筆記試験＞

### 試験問題

#### 1. フロント業務

問題1 宿泊契約は、宿泊施設が宿泊の中し込みを受け付けたときに成立する。

問題2 日本人のお客様がチェックインするときは、必ず身分証明書の提示を求め、本人確認をしなければならぬ。

問題3 宿泊のお客様が到着したら、時間に関係なく直ちにチェックインの手続きをしなければならぬ。

問題4 お客様が予約した客室を宿泊施設の判断でアップグレードするときは、お客様の了解を得なくてもよい。

問題5 フロントでお客様にルーム・キーとルーミングカードを手渡すときは、氏名と部屋番号を確認する。

問題6 クレジットカードで決済する場合は、カード手数料を上乗せして請求してもよい。

#### 2. 企画・広報業務

問題7 日本のホテルにおいて、レベニューマネジメントを行い、日々の料金を調整することは禁止されている。

問題8 宿泊と交通の料金を組み合わせたパッケージ商品のことをラックレートという。

問題9 メタサーチでは、様々なウェブサイトに掲載されている客室の宿泊料金を比較しながら選ぶことができる。

問題10 宿泊予約のときに得た個人情報、お客様の了解を得ていれば、ダイレクトメールの送付に利用してよい。

問題11 有名人が食事に来たので、許可なくスマートフォンで撮影し、ホテルのウェブサイトにアップした。

問題12 ウェブ上で公開されている写真であれば、許可なく自社の宣伝用の素材として使用することができる。

※試験の詳しい内容は、次のウェブサイトで確認することができます。

【日本語試験（全分野共通）】

○国際交流基金日本語基礎テスト <https://www.jpjf.go.jp/jft-basic/>



（国際交流基金）

○日本語能力試験 <https://www.jlpt.jp/>



（国際交流基金）（日本国際教育支援協会）

【日本語試験（介護分野）】

○介護日本語評価試験 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_000117702.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html)



（厚生労働省）

【技能試験情報】

○介護分野 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_000117702.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html)



（厚生労働省）

○ビルクリーニング分野

<https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/zairyu>



（全国ビルメンテナンス協会）

○素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/gaikokujinzai/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html)

（経済産業省）



○建設分野

<https://jac-skill.or.jp/exam.html>



けんせつぎのうじんざいきこう  
(建設技能人材機構)

ぞうせん はくようこうぎょうぶんや  
○造船・船用工業分野

<http://www.classnk.or.jp/hp/ja/authentication/evaluation/index.html>



にほんかいじきょうかい  
(日本海事協会)

じどうしゃせいびぶんや  
○自動車整備分野 <https://www.jaspa.or.jp/mechanic/specific-skill/index.html>



にほんじどうしゃせいびしんこうかいいんごうかい  
(日本自動車整備振興会連合会)

こうくうぶんや  
○航空分野 <https://www.jaea.or.jp/>



にほんこうくうぎじゅつぎょうかい  
(日本航空技術協会)

しゅくはくぶんや  
○宿泊分野 <https://caipt.or.jp/>



しゅくはくぎょうぎのうしけん  
(宿泊業技能試験センター)

のうぎょうぶんや  
○農業分野 <https://asat-nca.jp/>



ぜんこくのうぎょうかいぎしょ  
(全国農業会議所)

ぎょぎょうぶんや  
○漁業分野 <https://suisankai.or.jp/>



だいにほんすいさんかい  
(大日本水産会)

いんしょくりょうひんせいぞうぎょうぶんや  
○飲食料品製造業分野 <https://otaff.or.jp/>



がいこくじんしょくひんさんぎょうぎのうひょうかきこう  
(外国人食品産業技能評価機構)

がいしょくぎょうぶんや  
○外食業分野 <https://otaff.or.jp/>



がいこくじんしょくひんさんぎょうぎのうひょうかきこう  
(外国人食品産業技能評価機構)

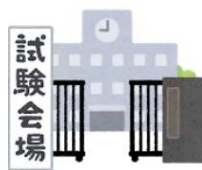
## 2 他の在留資格からの変更について

技能実習2号を良好に修了した人には試験の合格は必要ありません。ただし、

別の分野で働く場合には、働きたい分野の技能試験に合格する必要があります。

会社との契約をして、入管に在留資格の申請をすることができます。

他の在留資格（留学など）の方は、試験を受けて合格する必要があります。



## 3 会社との契約について

会社と契約するには、採用面接を受けて、合格する必要があります。

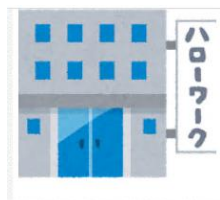
あなたが、日本以外にいる場合、採用面接は、会社と直接やりとりをしたり、

職業紹介事業者を通して受けてください。

あなたが、日本にいる場合、日本には、仕事を紹介する「ハローワーク」という

役所があります。新しい仕事を探すときは、ハローワークに相談しましょう。どの

ハローワークでも相談ができます。





がいこくじんこよう がいこくじんむ じゅうじつ しせつ いちらん  
外国人雇用サービスセンター（外国人向けのサービスが充実している施設）一覧

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12638.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12638.html)



つうやく いちらん  
通訳がいるハローワーク一覧

<https://www.mhlw.go.jp/content/000592865.pdf>



ぜんこく いちらん  
全国のハローワーク一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>



また、仕事で困ったことや、わからないことがあったら、

「外国人労働者相談コーナー」で相談できます。↓を見てください。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>



### ★トピック★

入管では、「生活・仕事ガイドブック」を作って、外国人の方が日本で生活したり

働いたりする時に大切なことをホームページに載せています。

↓を見てください。

[https://www.moj.go.jp/isa/guidebook\\_all.html](https://www.moj.go.jp/isa/guidebook_all.html)



### 第3 必要な書類について

あなたが「特定技能」の許可をもらうためには次の書類が必要です。

- 申請書（あなたと会社が書きます。）
- 健康診断書（病院で取ります。）
- 年金、健康保険料、税金の書類（市役所や会社などで取ります。）
  - ・ 課税証明書、納税証明書
  - ・ 源泉徴収票
  - ・ 国民健康保険被保険者証の写し
  - ・ 国民健康保険納付証明書
- 試験の合格を証明する書類
- 履歴書

※このほかにも、会社の書類が必要ですので、会社の人にも相談して手続を進めてください。



外国語でも入管の手続の相談ができます。

外国人在留総合インフォメーションセンター 電話 0570-013904  
(IP、PHS、海外から電話 03-5796-7112)  
※日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、  
フィリピン語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、クメール（カンボジア  
語）、ミャンマー語、モンゴル語、フランス語、シンハラ語、ウルドゥ語で  
対応

#### ★トピック★

申請に必要な書類（書き方のサンプル、一部書類の外国語版）を、次のホームページでダウンロードすることができます。

↓を見てください。

[https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanrio7\\_00202.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanrio7_00202.html)



【書き方のサンプル（在留資格を変更する場合）】

別記第三十号様式(第二十条関係)  
申請人等作成用 1

(表)

日本国政府法務省

在留資格変更許可申請書						
法務大臣 殿						写 真
出入国管理及び難民認定法第20条第2項の規定に基づき、次のとおり在留資格の変更を申請します。						
1 国籍・地域	中国		2 生年月日	1991	年	1 月 1 日
3 氏名	KOU OTUHEI 甲 乙 丙					
4 性別	<input checked="" type="radio"/> 男・女	5 出生地	中国 ○○省○○市		6 配偶者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
7 職業	溶接工		8 本国における居住地	○○省○○市○○区○○路○○号		
9 住居地	○○県○○市○○1-1 ○○アパート101号室					
	電話番号	△△△-○○○-××××		携帯電話番号	090-○○○○-××××	
10 旅券(1)番号	G123456789		(2)有効期限	20△△ 年 ○○ 月 ×× 日		
11 現に有する在留資格	留学		在留期間	1年		
	在留期間の満了日 20△△ 年 ○○ 月 ×× 日					
12 在留カード番号	AB12345678CD					
13 希望する在留資格	特定技能1号					
	在留期間	1年 (審査の結果によって希望の期間とならない場合があります。)				
14 変更の理由	1号特定技能外国人として就労するため。					
15 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無(日本国外におけるものを含む。)	有(具体的内容					)・ <input checked="" type="radio"/> 無
16 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔(伯)父・叔(伯)母など)及び同居者	有(「有」の場合は、以下の欄に在日親族及び同居者を記入してください。)					
	)・ <input checked="" type="radio"/> 無					
続柄	氏名	生年月日	国籍・地域	同居の有無	勤務先名称・通学先名称	在留カード番号 特別永住者証明書番号
				有・無		
				有・無		
				有・無		
				有・無		
				有・無		
				有・無		

(注) 裏面参照の上、申請に必要な書類を作成して下さい。

申請人等作成用 2 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

技能試験と日本語試験に合格した時

17 特定技能所属機関

(1)氏名又は名称 株式会社 ○○工業

(2)住所(所在地) △△県○○市××1-1-1

電話番号 △△-×××-○○○

18 技能水準

■分野別運用方針に定める評価方法による証明

■試験による証明

合格した試験名

製造分野特定技能1号評価試験(溶接)

受験地

■日本国内

日本国外(国名: \_\_\_\_\_)

日本国内

日本国外(国名: \_\_\_\_\_)

その他の評価方法による証明

技能実習2号を良好に修了

19 日本語能力(「特定技能1号」での在留を希望する場合)

■分野別運用方針に定める評価方法による証明

■分野別運用方針に定める評価方法による証明

合格した試験名

日本語能力試験(N4)

受験地

■日本国内

日本国外(国名: \_\_\_\_\_)

日本国内

日本国外(国名: \_\_\_\_\_)

その他の評価方法による証明

技能実習2号を良好に修了

20 良好に修了した技能実習2号(上記18, 19において技能実習2号を良好に修了を選択した場合に記入)

(1)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)

職種

作業

良好に修了したことの証明

3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明

実習状況に関する書面による証明

(複数ある場合には(2)に記入)

(2)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)

職種

作業

良好に修了したことの証明

3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明

実習状況に関する書面による証明

21 申請時における特定技能1号での通算在留期間(過去の在留歴を含む。「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)

0 年 0 月

あなたが合格した分野の技能試験の名前を書いてください。

あなたが合格した分野の日本語試験の名前を書いてください。

申請人等作成用 2 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

技能実習2号を良好に  
修了している場合

17 特定技能所属機関

(1)氏名又は名称 株式会社 ○○工業

(2)住所(所在地) △△県○○市××1-1-1

電話番号 △△-×××-○○○

18 技能水準

■分野別運用方針に定める評価方法による証明

■ 試験による証明

合格した試験名

製造分野特定技能1号評価試験(溶接)

受験地

■ 日本国内

□ 日本国外(国名: \_\_\_\_\_)

□ 日本国内

□ 日本国外(国名: \_\_\_\_\_)

「技能実習2号を良好に修了」に

チェックしてください。

□技能実習2号を良好に修了

19 日本語能力(「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)

■分野別運用方針に定める評価方法による証明

■分野別運用方針に定める評価方法による証明

合格した試験名

日本語能力試験(N4)

受験地

■ 日本国内

□ 日本国外(国名: \_\_\_\_\_)

□ 日本国内

□ 日本国外(国名: \_\_\_\_\_)

□ その他の評価方法による証明

□技能実習2号を良好に修了

20 良好に修了した技能実習2号(上記18, 19において技能実習2号を良好に修了を選択した場合に記入)

(1)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)

職種

作業

良好に修了したことの証明

□3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明

□実習状況に関する書面による証明

(複数ある場合には(2)に記入)

(2)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)

職種

作業

良好に修了したことの証明

□3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明

□実習状況に関する書面による証明

21 申請時における特定技能1号での通算在留期間(過去の在留歴を含む。「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)

0 年 0 月

申請人等作成用 3 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

22 特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約の有無  
 有(徴収又は管理機関名: \_\_\_\_\_ 徴収金額又は管理財産: \_\_\_\_\_)・無

23 特定技能雇用契約に係る申込みの取次ぎ又は外国における活動準備に関する外国の機関への費用の支払について、その額及び内訳を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の支払がある場合に記入)  
 有(外国の機関名: 限有公司 支払額(日本円に換算): 約 \_\_\_\_\_ 円)・無

24 国籍又は住所を有する国又は地域において定められる、本邦で行う活動に関連して遵守すべき手続を経ていることの有無(当該手続が定められている場合に記入) 有・無

25 本邦において定期的に負担する費用について、対価の内容を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の負担がある場合に記入) 有・無

26 技能実習によって本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めることの有無(技能実習の在留資格をもって在留していたことがある場合であって、「特定技能2号」での在留を希望する場合に記入) 有・無

27 申請人につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有・無

28 職歴(外国におけるものを含む)

入社		退社		勤務先名称	入社		退社		勤務先名称
年	月	年	月		年	月	年	月	
20××	〇〇	20××	△△	△△					
20△△	××	20△△	〇〇	株式会社 〇〇工業					

29 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)

(1)氏名 \_\_\_\_\_ (2)本人との関係 \_\_\_\_\_

(3)住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 \_\_\_\_\_

以上の記載内容は事実と相違ありません。  
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日  
 甲 乙丙 20△△ 年 ×× 月 〇〇 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者  
 (1)氏名 \_\_\_\_\_  
 (3)所属機関等 \_\_\_\_\_

とらるくしえんきかん ひと ぎょうせいしよし しんせい とき か  
 登録支援機関の人や行政書士などが申請してくれる時に書いて  
 ください。

【書き方のサンプル（海外から入国する場合）】

別記第六号の三様式（第六条の二関係）  
申請人等作成用 1

（表）

日本国政府法務省

在留資格認定証明書交付申請書

法務大臣 殿

出入国管理及び難民認定法第7条の2の規定に基づき、次のとおり同法第7条第1項第2号に掲げる条件に適合している旨の証明書の交付を申請します。

写真

1 国籍・地域 フィリピン 2 生年月日 1991 年 1 月 1 日

3 氏名 KOU OTUHEI

4 性別  男 ・ 女 5 出生地 中国 〇〇省〇〇市 6 配偶者の有無 有 ・  無

7 職業 溶接工 8 本国における居住地 〇〇省〇〇市〇〇区〇〇路〇〇号

9 日本における連絡先 〇〇県〇〇市〇〇1-1 〇〇アパート101号室

電話番号 △△△-〇〇〇-×××× 携帯電話番号 090-〇〇〇〇-××××

10 旅券 (1)番号 G123456789 (2)有効期限 20△△ 年 ×× 月 〇〇 日

11 入国目的（次のいずれか該当するものを選んでください。）  
 I「教授」  I「教育」  J「芸術」  J「文化活動」  K「宗教」  L「報道」  
 L「企業内転勤」  L「研究（転勤）」  M「経営・管理」  N「研究」  
 N「技術・人文知識・国際業務」  N「介護」  N「技能」  N「特定活動（研究活動等）」  
 N「特定活動（本邦大学卒業生）」  
 V「特定技能（1号）」  V「特定技能（2号）」  O「興行」  P「留学」  Q「研修」  
 Y「技能実習（1号）」  Y「技能実習（2号）」  Y「技能実習（3号）」  
 R「家族滞在」  R「特定活動（研究活動等家族）」  R「特定活動（EPA家族）」  
 R「特定活動（本邦大学者家族）」  
 T「日本人の配偶者等」  T「永住者の配偶者等」  T「定住者」  
 「高度専門職（1号イ）」  「高度専門職（1号ロ）」  「高度専門職（1号ハ）」  U「その他」

12 入国予定年月日 20△△ 年 ×× 月 〇〇 日 13 上陸予定港 成田空港

14 滞在予定期間 1年間 15 同伴者の有無 有 ・  無

16 査証申請予定地 マニラ

17 過去の出入国歴  有 ・ 無  
（上記で「有」を選択した場合）  
 回数 1 回 直近の出入国歴 20△△ 年 ×× 月 〇〇 日から 20△△ 年 ×× 月 〇〇 日

18 過去の在留資格認定証明書交付申請歴  有 ・ 無  
（上記で「有」を選択した場合） 回数 1 回 （うち不交付となった回数） 0 回

19 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無（日本国外におけるものを含む。）  
 有（具体的内容） \_\_\_\_\_ ) ・  無

20 退去強制又は出国命令による出国の有無 有 ・  無  
（上記で「有」を選択した場合） 回数 \_\_\_\_\_ 回 直近の送還歴 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

21 在日親族（父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔（伯）父・叔（伯）母など）及び同居者  
 有（「有」の場合は、以下の欄に在日親族及び同居者を記入してください。） ・  無

続柄	氏名	生年月日	国籍・地域	同居予定の有無	勤務先名称・通学先名称	左欄カード番号 最別添付書類書番号
				有・無		
				有・無		
				有・無		
				有・無		

(注) 裏面参照の上、申請に必要な書類を作成して下さい。

技能試験と日本語試験に合格した時

22 特定技能所属機関  
(1)氏名又は名称 株式会社 ○○工業  
(2)住所(所在地) △△県○○市××1-1-1 電話番号 △△-×××-○○○

23 技能水準  
■ 分野別運用方針に定める評価方法による証明  
■ 試験による証明  
合格した試験名 製造分野特定技能1号評価試験(裕接)  
 日本国内  
 日本国外(国名: フィリピン)  
 日本国内  
 日本国外(国名: \_\_\_\_\_)

□ その他の評価方法による証明 \_\_\_\_\_

□ 技能実習2号を良好に修了

24 日本語能力(「特定技能1号」)での入国を希望する  
■ 分野別運用方針に定める評価方法による証明  
■ 試験による証明  
合格した試験名 国際交流基金日本語基礎テスト 受験地 \_\_\_\_\_  
 日本国内  
 日本国外(国名: フィリピン)  
 日本国内  
 日本国外(国名: \_\_\_\_\_)

□ その他の評価方法による証明 \_\_\_\_\_

□ 技能実習2号を良好に修了

25 良好に修了した技能実習2号(上記23, 24において技能実習2号を良好に修了を選択した場合に記入)  
(1)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)  
職種 \_\_\_\_\_ 作業 \_\_\_\_\_  
良好に修了したことの証明  
 3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明  
 実習状況に関する書面による証明  
(複数ある場合には(2)に記入)  
(2)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)  
職種 \_\_\_\_\_ 作業 \_\_\_\_\_  
良好に修了したことの証明  
 3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明  
 実習状況に関する書面による証明

26 申請時における特定技能1号での通算在留期間(過去の在留歴を含む。「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入)  
0 年 0 月



技能実習2号を良好に  
修了している場合

22 特定技能所属機関

(1)氏名又は名称 〇〇農園

(2)住所(所在地) △△県〇〇市×1-1-1 電話番号 △△-×××-〇〇〇

23 技能水準

分野別運用方針に定める評価方法による証明

試験による証明

合格した試験名

受験地

日本国内  
 日本国外(国名: \_\_\_\_\_)

日本国内  
 日本国外(国名: \_\_\_\_\_)

「技能実習2号を良好に修了」  
にチェックしてください。

■ 技能実習2号を良好に修了

24 日本語能力(「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入)

分野別運用方針に定める評価方法による証明

試験による証明

合格した試験名

受験地

日本国内  
 日本国外(国名: \_\_\_\_\_)

日本国内  
 日本国外(国名: \_\_\_\_\_)

「技能実習2号を良好に修了」  
にチェックしてください。

■ 技能実習2号を良好に修了

25 良好に修了した技能実習2号(上記23, 24において技能実習2号を良好に修了を選択した場合に記入)

(1)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)

職種 農業 作業 畑作野菜

良好に修了したことの証明

3級の実技試験の合格による証明

実習状況に関する書面による証明

どちらかにチェックしてください。

(複数ある場合は(2)に記入)

(2)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)

職種 \_\_\_\_\_ 作業 \_\_\_\_\_

良好に修了したことの証明

3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明

実習状況に関する書面による証明

26 申請時における特定技能1号での通算在留期間(過去の在留歴を含む。「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入)

0 年 0 月

申請人等作成用 3 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

27 特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約の有無  
有(徴収又は管理機関名: \_\_\_\_\_ 徴収金額又は管理財産: \_\_\_\_\_)・無

28 特定技能雇用契約に係る申込みの取次ぎ又は外国における活動準備に関する外国の機関への費用の支払について、その額及び内訳を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の支払がある場合に記入)  
有(外国の機関名: ○○○ Agency, Inc 支払額(日本円に換算):約 ○○○ 円)・無

29 国籍又は住所を有する国又は地域において定められる、本邦で行う活動に関連して遵守すべき手続を経ていることの有無(当該手続が定められている場合に記入) 有 無

30 本邦において定期的に負担する費用について、対価の内容を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の負担がある場合に記入) 有 無

31 技能実習によって本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めることの有無(技能実習の在留資格をもって在留していたことがある場合であって、「特定技能2号」での入国を希望する場合に記入) 有・無

32 申請人につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有 無

33 職歴(外国におけるものを含む)

入社		退社		勤務先名称	入社		退社		勤務先名称
年	月	年	月		年	月	年	月	
20××	○○	20××	△△	△△					
20△△	××	20△△	○○	株式会社 ○○工業					

かいしゃ にん しんせい とき  
会社の人が申請してくれる時に  
か  
書いてください。

34 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人  
(1)氏名 入管 太郎 (2)本人との関係 特定技能所属機関の職員  
(3)住所 東京都○○区○○1-1-1  
電話番号 03-○○○○-×××× 携帯電話番号 080-△△△△-○○○○

以上の記載内容は事実と相違ありません。  
申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日  
入管 太郎 20△△ 年 ××月 ○○日

注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。  
申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。

※ 取次者  
(1)氏名 \_\_\_\_\_  
(3)所属機関 \_\_\_\_\_  
とうろくしえんきかん ひと ぎょうせいしよし しんせい とき  
登録支援機関の人や行政書士などが申請してくれる時に書いて  
ください。

## だい 第4 よくある質問

### ざいりゅうしかくかんけい 【在留資格関係】

Q1 技能実習生ですが、技能実習の途中で、在留資格を特定技能に変更することは  
できますか。

【A】 まずは、技能実習を修了してください。もし、技能実習が続けられなくなる  
など、特別な理由があれば、監理団体や技能実習機構に相談してください。

Q2 過去に技能実習生で日本に住んでいたことがあります。特定技能で日本に行く  
ことはできますか。

【A】 技能実習2号を良好に修了した人は試験を受けずに働くことができます。  
ただし、技能実習と違う分野で働く場合には、働きたい分野の技能試験を受け  
る必要があります。

Q3 留学の在留資格から特定技能1号の在留資格に変更したら、家族の在留資格は  
どうなりますか。家族は帰らなければいけませんか。

【A】 特定技能1号では、家族を連れてくることはできません。  
ただし、留学生の妻/夫や子どものように、すでに家族滞在の在留資格を持っ  
て日本で生活している場合は、在留資格の変更が認められることもあります。詳  
しいことは、近くの入管に相談してください。

<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html>



Q 4 とくていぎのう ごう かぞく つ 特定技能2号になれば、家族を連れてくることができますか。

【A】 かぞく かぞくたいざい ざいりゅうしかく ようけん み ばあい つま おっと こ よよ 家族が「家族滞在」の在留資格の要件を満たす場合は、妻/夫や子呼び寄せる  
ことができます。

Q 5 とくていぎのう ざいりゅうしかく はたら だいがく せんもんがっこう そつぎょう がくれき 特定技能の在留資格で働くためには、大学や専門学校の卒業など学歴のルール  
はありますか。

【A】 しけん ごうかく ぎのうじっしゅう ごう ごう りょうこう しゅうりょう よ 試験に合格するか、技能実習2号または3号を良好に修了すれば良いので、  
がくれき とく ひつよう 学歴は特に必要ありません。

なお、とくていぎのう はたら さいいじょう ひつよう 特定技能で働くためには、18歳以上である必要があります。

Q 6 とくていぎのう ざいりゅうしかく はたら はじ あと べつ かいしゃ はたら 特定技能の在留資格で働き始めた後で別の会社で働くことはできますか。

【A】 おな ぶんや しけん う ちが かいしゃ はたら 同じ分野であれば、試験を受けなくても違う会社で働くことはできます。その  
ばあい ざいりゅうしかくへんこうきょかしんせい ひつよう かいしゃ 場合は、在留資格変更許可申請が必要になります。しかし、会社をやめてから3か  
げつじょう しゅうしょくさき さが とくべつ りゅう げつじょう 月以上、就職先を探さないでいるなど、特別な理由がないのに、3か月以上  
とくていぎのう かんけい かつどう ばあい ざいりゅうしかく と け 「特定技能」に関する活動をしていない場合は、在留資格が取り消されることが  
あります。

Q 7 じどうしゃ うんてん 自動車運転することはできますか。

【A】 じどうしゃうんてんめんきょ と うんてん 自動車運転免許を取れば、運転することはできます。

なお、にほん せいかつ つか 生活に関わる、いろいろな情報は、じょうほう かいしゃ 会社がしてくれる、せいかつ 生活のた

めのオリエンテーションで聞くことができます。また、日本にほんで生活せいかつしたり、働はたらく  
ときに大切なことたいせつを「生活・仕事せいかつガイドブック」に載しごとせています。

[https://www.moj.go.jp/isa/guidebook\\_all.html](https://www.moj.go.jp/isa/guidebook_all.html)



Q 8 資格外活動許可しかくがいかつどうきよかを受けることはできますか。

【A】 アルバイトをするために、資格外活動許可しかくがいかつどうきよかを受けることはできません。

Q 9 永住許可えいじゆうきよかを受けることはできますか。

【A】 「特定技能1号とくていぎのう 1ごう」の在留資格ざいりゅうしかくで日本にほんにいる期間きかんは、最長さいちょう5年ねんです。そのため、  
永住者えいじゆうしゃの在留資格ざいりゅうしかくへ変更へんこうすることは難むずかしいです。

Q 10 特定技能2号とくていぎのう 2ごうはどのような在留資格ざいりゅうしかくですか。特定技能1号とくていぎのう 1ごうとして5年ねん在留ざいりゅうすれば  
特定技能2号とくていぎのう 2ごうに移行いこうできますか。

【A】 特定技能2号とくていぎのう 2ごうは、熟練じゅくれんした技能ぎのうを持った人向けひとむの在留資格ざいりゅうしかくであり、特定技能1  
号ごうより高い技能たか ぎのうを持つことが必要ひつようです。このような技能水準ぎのうすいじゆんを持っていることは  
試験等しけんとうによって確認かくにんされます。そのため、特定技能1号とくていぎのう 1ごうとして5年ねん在留ざいりゅうすれば特定  
技能2号ぎのう 2ごうに移行いこうできるわけではありません。

【試験関係しけんかんけい】

Q 11 自分の国じぶんくにで試験しけんが少ないのですが、日本にほんに行いって試験しけんを受けることはできます  
か。

【A】 試験を受けるために、短期滞在の在留資格で日本に来て試験を受けることができます。

Q 1 2 試験の受験回数に制限はありますか。

【A】 受験回数に制限はありませんが、試験を受けるにはお金がかかります。

Q 1 3 私は日本語能力試験のN4に合格していますが、国際交流基金日本語基礎テストの合格も必要ですか。

【A】 どちらかの試験に合格すれば良いので、この場合は、国際交流基金日本語基礎テストの合格は必要ありません。ただし、介護分野で働く場合には、このどちらかの試験に加えて、介護日本語評価試験の合格が必要になります。

Q 1 4 技能実習とは別の分野で働きたいのですが、試験を受けなければいけませんか。

【A】 技能実習2号を良好に修了していれば、日本語試験は受けなくて大丈夫ですが、働きたい分野の技能試験を受ける必要があります。

Q 1 5 技能試験や日本語試験のスケジュールは、どこでわかりますか。

【A】 出入国在留管理庁のホームページで試験のスケジュールをお知らせしていますので確認してください。

[https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanrio1\\_00135.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanrio1_00135.html)



し えん かんけい  
【支援関係】

Q 1 6 かいしゃ う し えん かね だれ はら  
会社から受けられる支援のお金は誰が払うのですか。

【A】 きほんてき かいしゃ はら きゅうりょう ひ ちか  
基本的に会社が払うことになっています。もし、給料から引かれていたら、近  
くの入管に相談してください。

Q 1 7 かいしゃ し えん とき  
会社からきちんと支援をしてもらえない時は、どうしたらいいですか。

【A】 あなたが とくていぎのう ごう ざいりゅうしかく はたら し えん かいしゃ  
あなたが「特定技能1号」の在留資格で働いているのであれば、支援は、会社  
があなたにやらなければならないことですので、支援をもらえない時には、近  
くの入管に相談してください。

## 第5 「特定技能」の在留資格で働く方の声

ここでは、実際に特定技能の在留資格で働いている方のコメントを載せています。  
参考にしてください。

### 【介護分野】



- ・EPA介護福祉士候補者として過ごした4年間で、日本の介護士として働きたいという気持ちが高まり、また、介護福祉士国家試験にもあと7点ということから、再チャレンジしたいと思っていました。
- ・早期に介護福祉士試験に合格し、インドネシアで、日本で介護士を目指す人たちに、講師をしたり、介護の良さを伝えていきたいです。



### 【素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野①】



- ・日本人は皆優しく、会社のイベントも多く、仕事もプライベートも充実しています。
- ・日本に来るまではとても不安でしたが、先輩や上司が丁寧に教えてくれたので、今では頼りにされていてうれしいです。



運動会



地域の夏祭りへの参加





## 【素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野②】

・日本に来たころは苦勞ばかりでしたが、仕事をして自分が強くなり、家族を助けていることに気づくことができました。仕事に慣れてきた今、次の目標は、より速く良い製品を作れるようになることです。

・日本人の考え方やマナー、サービス等も学んでベトナムに持ち帰りたいです。日本に来て、自分が思っていた能力以上のことができるようになって成長できたと感じます。



まつさんか  
お祭りへの参加



しゃないにほんごべんきょうかい  
社内での日本語勉強会



## 【建設分野】

・初めて技能実習生として日本に来た時は、仕事も生活も覚えることが多くて大変でした。

・再入国してからは日本の風習、文化にも慣れてきてリラックスして生活ができるようになってきました。



## 【造船・船用工業分野】

・技能実習生・造船就労者そして今回の特定技能1号在留資格で就労する機会を得ることができてよかったです。

・受入会社では実習生・就労者としての滞在経験があり、会社や溶接作業にも慣れていて仕事がしやすいです。

・職場では実習生・就労者の人に仕事を教えたり、グループのまとめ役としても頑張りたいです。

・寮が会社やスーパーマーケットに近い場所にあるので便利です。



## だい れんらくさき 第6 連絡先

とくていぎのう についで、 なに わ かならないことがあれば、 ちか にゆうかん と あ  
特定技能について、何か分からないことがあれば、近くの入管に問い合わせてください。  
い。



しゅつにゆうこくざいりゆうかんりちよう  
★出入国在留管理庁

<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>

がいこくじんざいりゆうそうごう げつ きん  
★外国人在留総合インフォメーションセンター（月～金 8:30～17:15）

にほんご がいこくご えいご ちゆうごくご ごとう たいおう  
※日本語だけでなく、外国語（英語、中国語、スペイン語等）でも対応しています。

TEL 0570-013904

TEL 03-5796-7112（IP、PHS、がいこく外国から）

ちほうしゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく  
★地方出入国在留管理局

さっぽろしゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく  
札幌出入国在留管理局 TEL 0570-003259

せんだいしゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく  
仙台出入国在留管理局 TEL 022-256-6073

とうきょうしゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく  
東京出入国在留管理局 TEL 0570-034259

TEL 03-5796-7234（IP、PHS、がいこく外国から）

よこはましきよく  
横浜支局 TEL 0570-045259

なごやしゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく  
名古屋出入国在留管理局 TEL 0570-052259

おおさかしゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく  
大阪出入国在留管理局 TEL 0570-064259

こうべしきよく  
神戸支局 TEL 078-391-6378

ひろしましゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく  
広島出入国在留管理局 TEL 082-221-4412

たかまつしゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく  
高松出入国在留管理局 TEL 087-822-5851

ふくおかしゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく  
福岡出入国在留管理局 TEL 092-831-4144

なはしきよく  
那覇支局 TEL 098-832-4186

## 第7 特定技能チェックシート

あなたが「特定技能1号」の在留資格で働き始めたら、次の項目をチェックしてみてください。

はい	いいえ	チェック項目
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	在留資格をもらう前に、会社から契約内容の説明はありましたか。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	また、仕事の内容や給料の額は、説明を受けた内容と同じですか。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	日本に来る時、あなたの国に帰る時、会社の人空港まで送り迎えしてくれますか。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会社の人バスや電車の乗り方など、日本のルールを説明してくれますか。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市役所に手続に行く時など、会社的人是手伝ってくれますか。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会社的人是、日本語を勉強するための手伝いをしてくれますか。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	困ったことがあった時、通訳を付けて相談できますか。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会社的人がお祭りの案内など、日本人と話す機会を作ってくれますか。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会社をやめろと言われ、別の会社を探す時、手伝ってもらえますか。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3か月に1回、会社的人とミーティングがありますか。

支援は、会社があなたにやらなければならないことです。

支援や働くことで、何か困ったことがあったら、近くの入管に相談してください。